令和８年 10 月～

認可外保育施設等・企業主導型保育施設を利用している方へ

**お手続きはオンライン申請が便利です →**

# 福岡市第2子以降の保育料無償化
# 多子世帯利用給付認定を受けるまでに必要な手続きのご案内

令和5年4月から福岡市独自の制度として、福岡市内に在住の保育を必要とする第2子以降の0～2歳児（住民税課税世帯）を対象に、利用料の給付（無償化）を実施しています。
給付を受けるためには、下記の手順を踏む必要があります。

**［手順1］**
保護者が申請し、福岡市から
多子世帯利用給付認定を受ける

**［手順2］**
対象施設等を利用後、
保護者が利用料を支払う

**［手順3］**
保護者が福岡市へ
給付金の請求を行う

**本案内は手順１についての説明です**

## 1. 対象となる方

下記の要件をすべて満たし、福岡市から多子世帯利用認定を受けた場合に助成金の給付対象となります。

・きょうだいの年齢に関係なく、生計を同一としている保護者に養育されている2番目以降の0～2歳児クラスに該当する子ども

・福岡市在住の住民税課税世帯

・保護者全員が、保育の必要性の事由に該当する

・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業等（※）に在園していない子ども
※幼稚園に在園している場合は、状況により異なりますので、併用可能となるかは、園に問い合わせいただくか、市のホームページを確認ください。
※幼稚園の3歳未満児受入れ促進事業または、未就園児支援事業（プレ通園）との併用はできません。

・無償化の対象となる認可外保育施設等・企業主導型保育施設を利用中・利用予定の子ども

令和8年度の年齢別クラスは、下記のとおりです。

| クラス（実施年齢） | 生年月日 |
|---|---|
| 0歳児 | 令和7年（2025年）4月2日～ |
| 1歳児 | 令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日 |
| 2歳児 | 令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日 |

※実際の保育は、上記の表でのクラス編成ではない場合があります。その場合は、生年月日から該当するクラスに当てはめて、この案内をご確認ください。

## 2. 対象施設

無償化の対象施設等であることの確認を受け、公示された認可外保育施設等または企業主導型保育施設が対象となります。

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けた施設が、立ち入り調査等により証明書交付の要件を満たさなくなり証明書を返還することとなった場合、無償化の対象施設ではなくなることがあります。

| | | |
|---|---|---|
| 認可外保育施設等 | ・認可外保育施設 （ベビーシッター（訪問型保育事業）、認可外の事業所内保育所等含む）<br>・一時預かり事業（一般型・余裕活用型）<br>・病児保育事業<br>・ファミリー・サポート・センター事業<br>福岡市内の無償化対象施設一覧は、福岡市ホームページ（右記二次元コード）でご確認ください。（福岡市外の施設については、施設へご確認ください。） | 認可外保育施設等 |
| 企業主導型保育施設 | 福岡市内の企業主導型保育施設は、福岡市ホームページ（右記二次元コード）でご確認ください。<br>また、企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業（一般型）」については、認可外保育施設等での対象となりますので、認可外保育施設等の無償化対象施設一覧でご確認ください。<br>なお、企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業（余裕活用型）」については無償化の対象外です。 | 企業主導型保育施設 |

## 3. 給付の対象および給付上限額について

ご利用施設や児童の年齢により給付上限額が異なります。下記の表をご確認ください。

| 利用施設等 | クラス（実施年齢） | 月額上限額（R8.10.1時点） |
|---|---|---|
| 認可外保育施設等 | 0～2歳児 | 45,700円 |
| 企業主導型保育施設 | 0歳児 | 37,100円 |
| | 1・2歳児 | 37,000円 |

【注意事項】

・上記月額上限額は、令和8年 10 月1日時点の金額です。最新の上限額は市ホームページにてご確認ください。

・給付金が受け取れるのは、多子世帯利用給付認定通知書に記載された認定保護者のみです。

・多子世帯利用給付認定の認定期間内の利用月に支払った保育料についてご請求が可能です。認定の有効期間が終了した場合は、助成金の請求の対象外となります。

・給付対象は、対象施設等に支払った保育料のみです。※通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。

・無償化の対象となっていない施設・事業の保育料は、請求できません。

・月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合は、月額上限額は日割りとなります。

【認可外保育施設等のみを複数の施設ご利用された場合】

利用料を合算して、認可外保育施設等の月額上限額まで請求できます。

【企業主導型保育施設（月極）をご利用している方が、同時に認可外保育施設等を利用した場合】

給付の対象は企業主導型保育施設の利用料のみとなり、月額上限額は、企業主導型保育施設の金額となります。

※企業主導型保育施設のうち、認可外保育施設等の一時預かり事業（一般型）に掲載されている施設であれば、複数の認可外保育施設の無償化の併用は可能です。

## 4.多子世帯利用給付認定の申請について

保育の必要性の事由ごとの認定有効期間や必要書類は P6 参照

### (1)申請に必要な書類

申請に必要な書類は、世帯状況により異なります。下記をご確認の上、必要書類の添付や記入漏れ、記載内容に誤りがないようご提出ください。

【きょうだい児が同時に申請する場合】
多子世帯利用認定申請書は、申込児童１人につき、1部必要となります。(※申請者は原則、同じ保護者)
その他の添付書類は、世帯で1部ずつご準備下さい。

◆ 必要な書類 (添付書類については、原則、発行から3か月以内のものを提出ください。)

①多子世帯利用給付認定申請書・・・必ず表面・裏面ともに記入してください。

②保育の必要性を証明する書類 (保護者全員が対象)

保護者の状況により必要な書類が異なります。P6の別表をご確認ください。
※支給認定期間の開始日が令和8(2026)年4月1日以降で、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」がある場合、保育の必要性を証明する書類の添付は原則不要です。
(状況の確認が必要な場合は、書類の提出を求める場合があります。)

③申請者(保護者)の本人確認書類・・・写真付き身分証(1点)もしくはその他の本人確認書類(2点)の写し

≪写真付き身分証明≫ 以下のいずれか1点の写し
□マイナンバーカード(顔写真がある面)
□運転免許証 □パスポート □身体障害者手帳
□精神障害者保健福祉手帳 □療育手帳 □在留カード又は特別永住者証明書
□官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

≪その他の本人確認書類≫ 以下のいずれか2点の写し
□各種健康保険資格確認書 □年金手帳 □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当受給証明書
□介護保険被保険者証 □官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

申請に必要な様式等は福岡市ホームページに掲載しております。
右記二次元コードよりご確認ください。

## (2)世帯の状況により必要となる書類

世帯が以下の状況にあてはまる場合は、該当する必要な書類をご提出ください。

| 世帯の状況 | 必要な添付書類 |
|---|---|
| 令和7(2025)年1月1日時点の住所が福岡市外の方<br>※令和8(2026)年4月～8月に認定を希望する場合 | 個人番号(マイナンバー)がわかるいずれかの書類<br>□マイナンバーカード(番号のわかる面)<br>□通知カード　□個人番号が記載された住民票等<br>※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類として使用することはできません。<br>もしくは<br>令和7(2025)年度市町村県民税所得課税証明書<br>(「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの) |
| 令和8(2026)年1月1日時点の住所が福岡市外の方<br>※令和8(2026)年９月～令和9(2027)年3月に認定を希望する場合 | 個人番号(マイナンバー)がわかるいずれかの書類<br>□マイナンバーカード(番号のわかる面)<br>□通知カード　□個人番号が記載された住民票等<br>※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類として使用することはできません。<br>もしくは<br>令和8(2026)年度市町村県民税所得課税証明書<br>(「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの) |
| 令和6(2024)年に海外で勤務・居住しており、<br>令和7(2025)年度の課税証明書の提出が困難な場合<br>※令和8(2026)年4月～8月に認定を希望する場合 | ・海外収入申告書(収入がない場合もご提出ください。)<br>・令和6(2024)年１月～12月中の所得額や社会保険料等の各種控除額等が分かる書類(会社からの給与支払い証明書等) |
| 令和7(2025)年に海外で勤務・居住しており、<br>令和8(2026)年度の課税証明書の提出が困難な場合<br>※令和8(2026)年９月～令和9(2027)年３月に認定を希望する場合 | ・海外収入申告書(収入がない場合もご提出ください。)<br>・令和7(2025)年１月～12月中の所得額や社会保険料等の各種控除額等が分かる書類(会社からの給与支払い証明書等) |
| 第1子が就学等の関係で市外在住している場合<br>単身赴任などで保護者が市外在住している場合 | ① 住民票<br>② 生計を同一にしている旨の「申立書」 |

### ◆ 個人番号(マイナンバー)の確認について

多子世帯利用給付認定の手続きにおいて、市県民税情報の確認が必要な場合は、申請書への個人番号(マイナンバー)の記載・個人番号のわかる書類の提出を依頼しております。
個人番号を利用して税情報が確認できなかった場合は、課税証明書等の提出を求める場合があります。
ご了承ください。

**個人番号(マイナンバー)の利用目的**
提出を受けた個人番号及び特定個人情報は、多子世帯利用給付認定に関する事務の範囲で取り扱います。

## 5. 申請にあたっての確認事項

### （1）注意事項

- ◆ 認定開始日は、原則、福岡市が申請書を受け付けた日よりさかのぼることはできません。
  認定開始を希望する日前までにご申請ください。（認定開始希望日の当日消印有効）
- ◆ 認定開始を希望する日が閉庁日の場合、認定開始を希望する日より前の開庁日までにご提出ください。
  申請時期の目安は、認定開始を希望する日の1か月前程度です。
- ◆ 福岡市が認定審査のために、申請者や申請に係る児童の保護者の就労先事業者等へ連絡・確認を行う場合があります。
- ◆ 申請内容が事実と相違した場合は（書類の偽造・改ざん等を含む）、認定を取り消す場合があります。

### （2）申請結果について

- ◆ 福岡市が申請書を受け付けた日から 1 か月程度で、認定通知書または認定却下通知書をご自宅へ送付いたします。ただし、令和8年4月1日からの認定開始を希望する場合のご申請につきましては、事務が集中するため、審査に時間を要することがあります。

### （3）認定保護者について

- ◆ 認定を受けた場合、多子世帯利用給付認定申請書の『②申請者（認定保護者になる保護者）の情報』の欄に記載のある保護者が「認定保護者」となります。変更する場合は、変更となる保護者の本人確認書類の写しが必要となります。

### （4）就労予定・復職予定の場合

- ◆ 就労開始予定の1か月前より認定可能です。認定を受けた場合、申請時の就労開始予定日までに就労を開始し、1か月以内に、改めて就労証明書を提出してください。
  提出が確認できない場合には、認定を取り消す場合があります。

## 6. 申請方法・申請先

申請は、オンラインまたはメール、郵送にて承っております。オンライン申請は、本案内 P1の冒頭に記載の二次元コードからオンライン申請ページへお進みください。郵送の場合は、申請書類一式を封筒に入れ、切手を貼付のうえ下記住所へ送付してください。
お急ぎの場合は、〈福岡市役所　本庁舎　13F　こども未来局運営支援課〉へご持参ください。

※認定を受けた後の、給付金の請求手続きや、また、世帯の状況等に変更がある場合は、変更申請が必要となりますので、あわせて別途「認定を受けた後に必要な手続きのご案内（給付金請求手続きなど）」をご参照ください。

**問い合わせ先**
無償化専用ダイヤル（多子世帯利用給付担当）
TEL:092－791－6222
開設時間:午前9時30分から午後5時30分まで（土・日・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く）

**郵送・メールの場合の提出先**
〒810-8620 福岡市中央区天神１丁目８－１
こども未来局 子育て支援部 運営支援課 多子世帯利用給付担当
メール：hoikumusyouka@city.fukuoka.lg.jp

# ○保育の必要性の事由別の必要書類等

| 保育の必要性の事由 | 必要な添付書類 | 認定の有効期間 |
|---|---|---|
| 月60時間以上就労している<br>（就労開始・復職予定含む） | ○雇用されている<br>雇用予定・復職予定の方<br><br>・勤務先会社等が発行した就労証明書<br>※就労開始・復職予定者は、就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。 | 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで<br>※就労開始・復職予定及び、雇用期限がある場合などは、有効期間が短くなることがあります。 |
| | ○自営業主の方<br><br>・事業の営業主が記入した就労証明書<br>・事業内容が分かる書類 | |
| | ○自営業専従者・家族従業者の方<br><br>・事業の営業主が記入した就労証明書 | |
| | ○役員・内職・業務委託にて従事している方<br><br>【雇用先より就労証明書の発行が可能な場合】<br>・経営、委託、依頼元の会社等が発行した就労証明書<br><br>【従事者本人が記入する場合】<br>・従事者本人が記入した就労証明書<br>・事業内容が分かる書類 | |
| 育児・介護休業法に基づく育児休業取得開始時に、申請児童が既に保育施設等を利用しており継続利用が必要である<br>※一時的な預かりでの利用は、原則対象外 | ・就労証明書<br>・育児休業に係る申立書<br>・保育施設が発行した在園証明書 | 次のうち、いずれか短い期間<br>ア）育児休業期間の終了日の属する月の末日<br>イ）育児休業対象児童が1歳を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日<br>※パパ・ママ育休プラスの特例制度を利用する場合は、育児休業対象児童が1歳2か月を迎えた日が属する月の末日まで |

【事業内容が分かる書類の例】

営業許可通知書の写し、登記簿謄本の写し、個人事業届の写し（税務署が受領したことが確認できるもの）等

●役員・内職・業務委託・自営業主で従事者本人が就労証明書を記入する場合は、事業内容がわかる書類の提出が必要です。

また、会社等が発行した証明書をご提出いただいた場合も、内容確認のため事業内容が分かる書類等のご提出をお願いする場合があります。

| 保育の必要性の事由 | 必要な添付書類 | 認定の有効期間 |
| --- | --- | --- |
| 求職活動<br>開業準備等を行っている | 求職活動状況申告書 | 次のうち、いずれか短い期間<br>ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで<br>イ)認定開始日から90日が経過する日が属する月の末日まで |
| 月60時間以上就学している<br>(大学への就学・公共職業能力開発施設において実施される職業訓練を受けている等) | ・在学証明書または学生証(写し)<br>・就学時間がわかるカリキュラム等の書類 | 次のうち、いずれか短い期間<br>ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで<br>イ)認定開始日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで |
| 妊娠中又は出産後間がない<br>(出産月の前2か月から出産日の後8週間) | 母子手帳(表紙および出産予定日が記載してあるページの写し)<br>又は、出産(予定)証明書 | 次のうち、いずれか短い期間<br>ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで<br>イ)出産月の前2か月から出産日の後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで<br>※多胎妊娠の場合は出産(予定日)日の14週前から |
| 疾病、負傷、障がい等がある | ○疾病・負傷がある方<br>・診断書<br>※診断書には家庭保育ができない理由や期間の記載が必要<br><br>○障がいがある方<br>・障害者手帳(写し)、診断書など | 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで<br>※添付書類に期間の定め等がある場合には、有効期間が短くなる可能性があります。 |
| 同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護(月60時間以上) | ・診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など<br>・介護・看護についての申立書 | |
| 災害等の復旧にあたっている | ・従事していることが証明できる書類<br>・従事内容の申立書 | |

# 第2子以降の保育料無償化に関するFAQ

【利用者】

| No | Q | A |
|---|---|---|
| 1 | 居住している市町村とは他市町村の認可外保育施設等を利用した場合も多子世帯利用給付認定の無償化の対象となりますか。 | 確認を受けた施設を利用した場合、無償化の対象となります。<br>福岡市外の施設については、施設および施設がある市町村へご確認ください。 |
| 2 | 第1子が県外の大学に通っており、第3子の0歳児が認可外保育施設等を利用している場合、第2子以降の保育料無償化の対象となりますか。 | 福岡市内に在住し、住民税課税世帯で、保育の必要性がある場合は、対象となります。助成対象となるためには、別途、多子世帯利用給付認定を受ける必要がありますので、ご申請ください。<br>なお、申請の際、第1子の「住民票」（住民票を移している場合）及び第1子と生計を同一にしている旨の「申立書」が必要となります。 |
| 3 | 育休の要件でも保育の必要性の認定は受けられますか。 | 育児・介護休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、保育の必要性の認定が受けられます。<br>ただし、利用施設を変更する場合や育休取得後に保育施設等を新規利用する場合は対象外となります。 |
| 4 | 既に教育・保育給付認定を取得した子ども（認可保育所の申込みを行い、入所保留となった子ども等）が認可外保育施設等を利用する場合、給付の対象となるためには、別途、多子世帯利用給付認定が必要ですか。 | 申請が必要です。<br>支給認定期間の開始日が「令和8年4月1日以降」で、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」がある場合、保育の必要性は既に認定されていますので、就労証明書等の証明書類の添付は不要です。<br>ただし、育児休業復帰予定で取得された教育・保育給付認定において、育児休業を延長された場合は、就労の要件に該当しなくなるため、原則無償化の対象外となります。 |
| 5 | 第2子の2歳児が認可保育所を利用しており、認可外保育施設も併用しています。認可外保育施設の利用料の給付対象となるためには、どのような認定を受ける必要がありますか。 | 認可保育所を利用している子どもは、休日や夜間等の認可保育所の開園していない時間帯の利用であっても認可外保育施設等の利用料は給付の対象となりません。 |
| 6 | 多子世帯利用給付認定については、毎年の申請を求めますか。 | 申請は必要ありません。<br>福岡市より毎年、保育の必要性等を確認するため、現況届及び保育の必要性が確認できる書類等の提出を求めます。 |
| 7 | 多子世帯利用給付認定は、保護者の就労時間等に応じて、標準時間・短時間による認定を行いますか。 | 給付金は、1月につき限度額の範囲内で支給するものであり、多子世帯利用給付認定において、1日の保育必要時間を算定する考え方はありません。 |
| 8 | 保育施設の利用料が前払い制です。<br>令和6年4月分の保育料を令和6年3月末に支払いましたが、給付の対象となりますか。 | 多子世帯利用給付認定期間中であれば、領収書兼提供証明書が利用施設から発行されている場合は、給付の対象となります。 |
| 9 | 企業主導型保育施設の延長保育について給付の対象となりますか。 | 企業主導型保育施設の延長保育については、給付対象外となります。 |
| 10 | 認可外保育施設等を利用する第2子の2歳児が3歳児になった場合、給付の対象外となりますか。 | 多子世帯利用給付認定の認定期間は、最長で3歳になって最初の3月31日までとなっております。<br>保育の必要性がある場合、3歳児からは、国の幼児教育・保育の無償化の対象となり、別途、施設等利用給付認定を受ける必要がありますので、ご申請ください。 |
| 11 | 企業主導型保育施設の地域枠を利用する第2子の2歳児が3歳児になった場合、給付の対象外となりますか。 | 多子世帯利用給付認定の認定期間は、最長で3歳になって最初の3月31日までとなっております。<br>保育の必要性がある場合、3歳児からは、国の幼児教育・保育の無償化の対象となります。詳しくは、利用施設へご確認ください。 |
| 12 | ならし保育で就労前から保育園に預けている場合は、給付の対象となるのか。 | 多子世帯利用給付認定の認定期間中であれば、ならし保育期間も給付の対象となります。 |